

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置  
に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成27年10月1日  
庄内みどり農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置  
の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、真摯な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、後掲資料をご参照願います。

## 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「企画会議」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、信用部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店（所）に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店（所）における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、信用部へ報告することとしております。
- (4) 各支店（所）では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

## 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を信用部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総合企画部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに信用部に連絡をし、信用部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

(注) 各店舗の相談窓口については、後掲資料をご参照願います。

## 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

**第5 法第4条に基づく措置の実施状況**

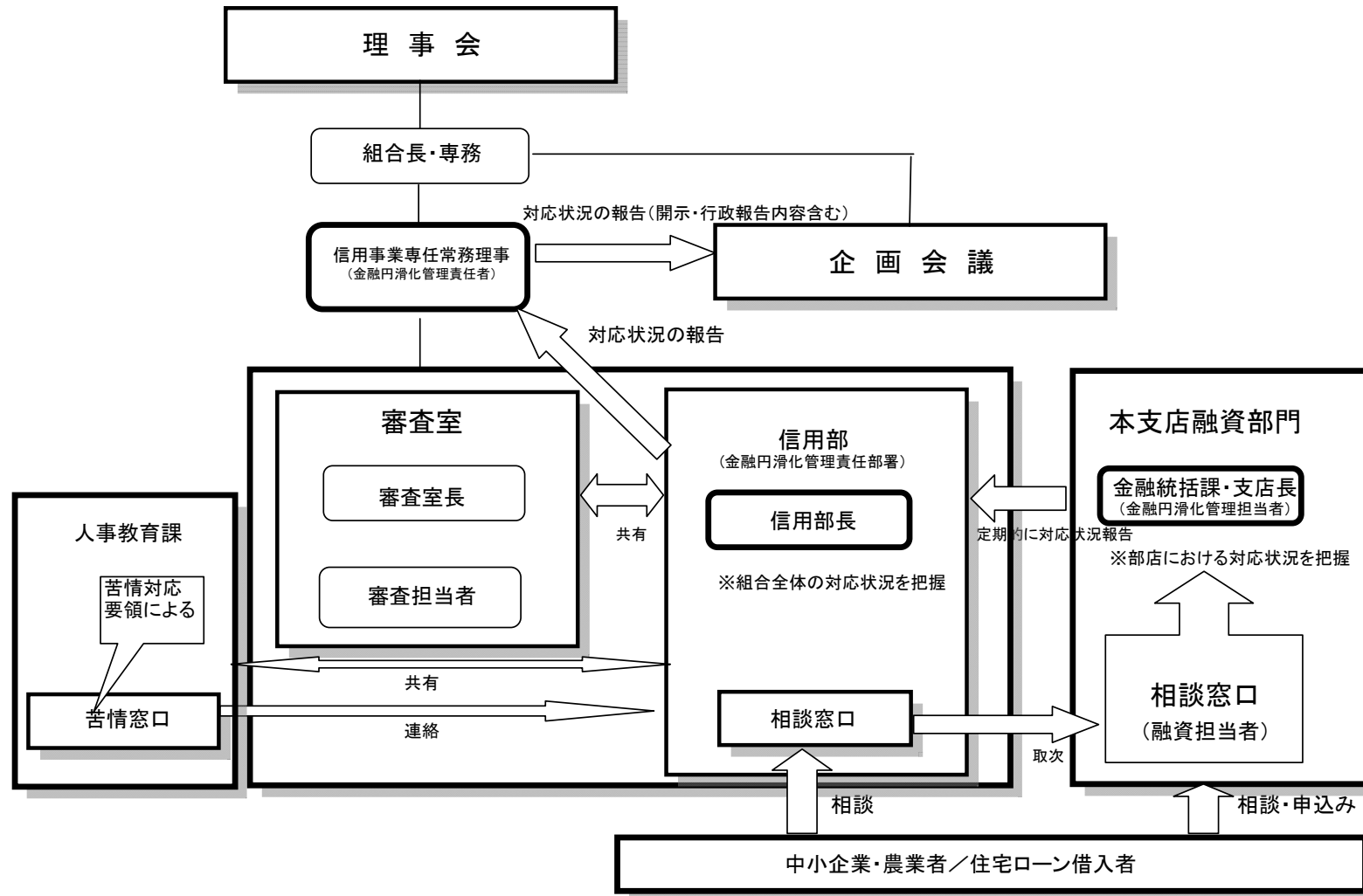
別表1をご参照願います。

**第6 法第5条に基づく措置の実施状況**

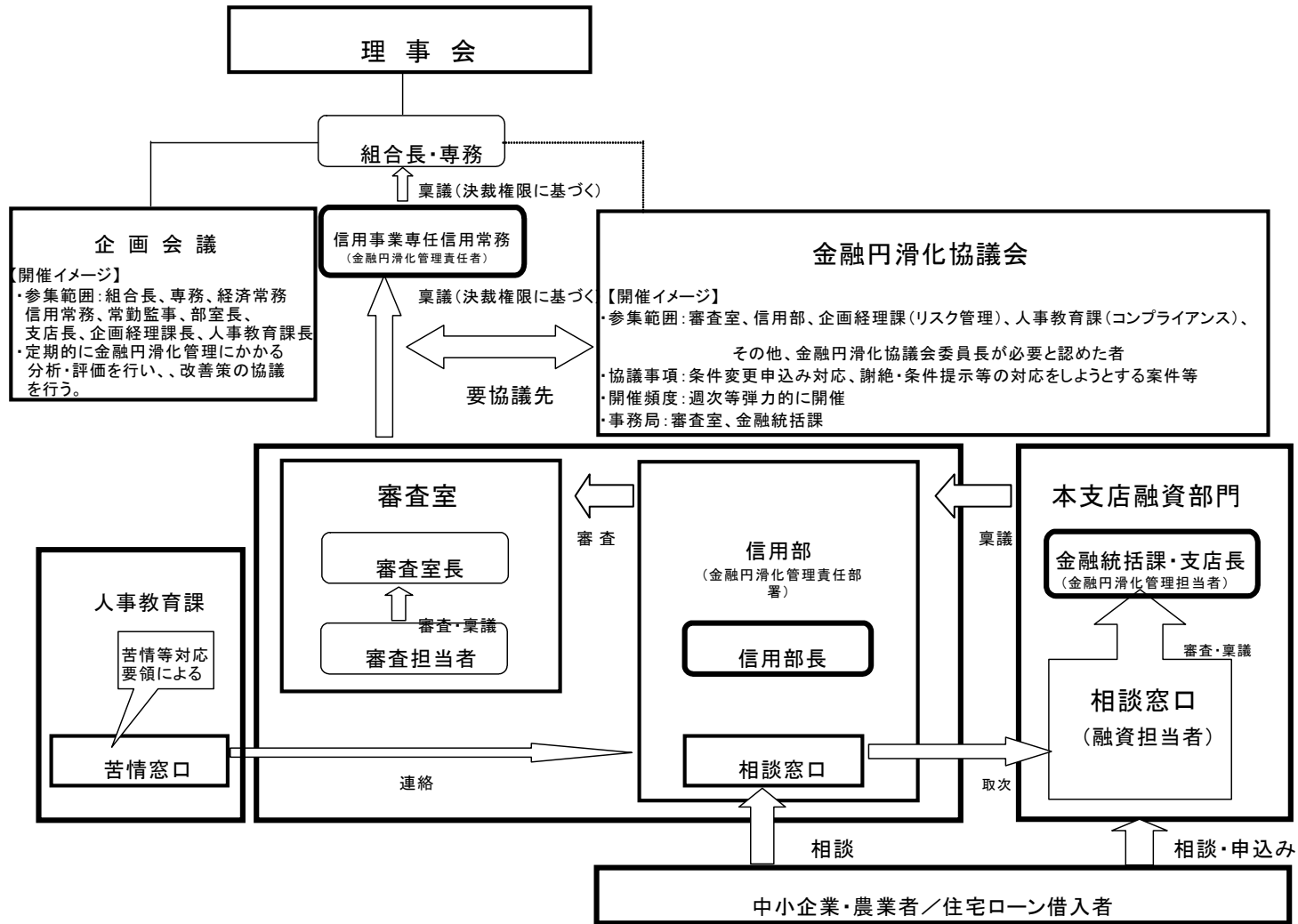
別表2をご参照願います。

以上

JA庄内みどり 中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制(イメージ)



JA庄内みどり 中小企業者等金融円滑化対応にかかる体制(個別案件対応)(イメージ)



## 法第4条に基づく措置の実施状況

別表 1

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成26年 9月末	平成26年12月末	平成27年 3月末	平成27年 9月末
	件 数	件 数	件 数	件 数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	22	22	22	22
うち、実行に係る貸付債権	15	15	15	15
うち、謝絶に係る貸付債権	5	5	5	5
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	2	2	2	2
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権	1	1	1	1
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0

## 法第5条に基づく措置の実施状況

別表 2

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成26年 9月末	平成26年12月末	平成27年 3月末	平成27年 9月末
	件 数	件 数	件 数	件 数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1	1	1	1
うち、実行に係る貸付債権	1	1	1	1
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0

## 金融円滑化にかかる基本的方針

当 J A 庄内みどり（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。

2 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 金融円滑化法への対応

(1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローン等住宅資金ご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めてまいります。

(2) 当 J A は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、



農業信用基金協会等保証機関，企業再生支援機構，事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また，これらの関係機関等から照会を受けた場合は，守秘義務に留意しつつ，お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

## 6 金融円滑化管理に関する体制

当JAは，お客さまからの上述のような申込みに対し，円滑に措置をとることが出来るよう，必要な体制を整備いたしております。

具体的には，

- (1) 組合長以下，関係役員および部長を構成員とする「企画会議」にて，金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し，組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業専任常務理事を「金融円滑化管理責任者」として，当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し，各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは，本方針に基づく金融円滑化管理態勢について，その適切性および有効性を定期的に検証し，必要に応じて見直しを行います。

以上

## 金融円滑化へのご相談窓口のご案内

当組合では、農業および地域の金融の円滑化に積極的に取り組んでいるところ  
です。

現在、経済環境や雇用情勢が一段と厳しさを増していることに対応するため、  
本支所の「ご相談窓口」で、組合員および住宅ローンご利用のお客様から、きめ  
細やかなご相談に応じておりますのでお知らせします。

以 上

### お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 所	酒田市曙町一丁目 1 番地	信用部金融統括課（担当：三浦）	0234-26-5540
酒田中央支店	酒田市曙町一丁目 1 番地	金融課（担当：青山）	0234-26-5585
酒田ひがし支店	酒田市手蔵田字仁田 116 番地の 2	金融課（担当：高橋）	0234-43-1600
酒田きた支店	酒田市本楯字前田 84 番地の 1	金融課（担当：佐藤）	0234-28-8600
酒 田 支 店	酒田市亀ヶ崎五丁目 13 番 17 号	金融課（担当：斎藤）	0234-24-7511
遊 佐 支 店	遊佐町遊佐字広表 6 番地の 1	金融課（担当：石山）	0234-72-3232
吹 浦 支 店	遊佐町吹浦字苗代 37 番地	金融課（担当：土井）	0234-77-2277
八 幡 支 店	酒田市観音寺字前田 23 番地	金融課（担当：畠中）	0234-64-3131
平田中央支店	酒田市飛鳥字腰巻 95 番地の 1	金融課（担当：高橋）	0234-52-2255
松 山 支 店	酒田市字本町 11 番地	金融課（担当：加藤）	0234-62-2211

（ご相談受付時間：9 時～17 時）

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、総合企画部人事教育課にてお受けい  
たします。

・ 苦情相談窓口 TEL 0234-26-5561

平成 27 年 10 月 1 日

庄内みどり農業協同組合